

日本労働年鑑 第54集 1984年版  
The Labour Year Book of Japan 1984

第一部 勤労者状態

II 賃金と労働時間

1 賃金

4 賃金支払形態

毎年とりあげている労働省「賃金時間制度総合調査報告」(一九八二年九月)は、本年鑑の執筆時に発表されないので、本年鑑では、中労委の「賃金事情調査」によって、賃金支払形態に関連のある問題を明らかにしておきたい。

賃金構成比率

基準内賃金を一〇〇として賃金項目の構成比率を第22表によってみると、基本給九二・五(八一年九二・二)、奨励給〇・四(〇・四)、生活補助給七・二(七・四)となっており、前年にくらべて奨励給の構成比は変わらないが、基本給の構成比はやや増加しており、生活補助給の比率はやや減少している。また生活補助給の内訳をみると、家族手当三・八(前年三・九)、世帯手当〇・八(〇・八)、通勤手当〇・四(〇・五)、住宅手当一・二(一・二)、地域手当〇・六(〇・六)、その他〇・五(〇・四)となっている。

役職者の賃金

まず役付手当制度を有する会社の割合は七一・九%(前年七三・一%)で、その支給態様をみると、「同一役職について手当額が同額であるもの」四六%(四二・九%)、「同一役職について手当額に幅をもうけているもの」三三・七%(三一・八%)、「一部の役職について手当額が同額で、他の役職について手当額に幅を設けているもの」一八・八%となっている。役付手当の役付間格差をみると、部長の手当額一〇〇にたいして、次長八七・三、課長六七・三、課長代理または補佐五二・一となっている。

手当

第一に家族手当制度を有する会社の割合は、八五・三%(八一年八六・七%)で、このうち切り制度のある会社は五四・〇%となっている。その内訳をみると、支給人員数でうち切るもの六二・六%(前年六一・〇%)、支給額に限度額を設けているもの六・一%(八・七%)、支給人員数と支給額の限度額双方を決めているもの三一・三%(三〇%)となっている。家族手当の支給額は、妻一万三九〇〇円(前年一万三二〇〇円)、第一子四二〇〇円(四一〇〇円)、第二子三七〇〇円(三六〇〇円)、第三子二四〇〇円(二三〇〇円)であり、前年にくらべると、妻五・三%、第一子二・四%、第二子二・八%、第三子四・三%の増となっている。

第二に通勤手当制度は、公共交通機関利用の場合はすべての会社が制度を有しており、自動車、自転車等利用の場合は七〇・二%の会社が制度を有している。公共交通機関利用の場合は、

実費全額支給六七・四%、一定金額・距離まで全額支給二二・六%、実費の定率支給二・六%、一定金額自己負担六・〇%である。自動車・自転車等利用の場合は、運賃相当額支給一五・八%、一律定額支給九・一%、距離段階別定額支給四一・四%となっている。

第三に住宅手当制度を有している会社は六八・四%(六八・六%)であり、支給対象者は、妻子を扶養している世帯主については全社が支給対象としているが、本人単身で両親を扶養している場合は、支給対象者としている会社は九四・二%、単身世帯主の場合は八三%、非世帯主(親元通勤者)の場合は四〇・八%である。支給額の決め方をみると、扶養家族の有無別に決めているもの八四・四%、同一住居の形態で手当額に幅を設けているもの四八・六%、住居の形態別に決めているもの二八・九%となっている。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---